

●日高村家具等安全対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日高村補助金交付規則（平成22年日高村規則第16号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、日高村家具等安全対策支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 村は、南海トラフ地震等の発生における家具等の転倒、収納物の落下防止、ガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置、その他村長が必要と認める対策(以下「家具等安全対策」という。)を講じる世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 この事業により補助を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められる場合は補助の対象としない。

- (1) 日高村内に住所を有し、現に居住の用に供している者であること。
- (2) 県税及び日高村における税等を滞納していない者であること。

(補助対象経費、補助要件及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の補助対象経費(以下「補助対象経費」という。)、補助要件及び補助金額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助対象者が行う補助対象事業のうち、対策事業に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、これに係る経費を分離して算定し補助対象経費から除外するものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、当該交付を受けようとする事業(以下「補助事業」という。)着手前までに日高村家具等安全対策支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1世帯につき1回を限度とする。

3 申請者が補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

(補助金交付決定)

第6条 村長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、日高村家具等安全対策支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 村長は、前項の審査により補助金の交付が適当でないとき、その旨を書面で申請者に通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業の交付決定通知書を受けてから事業着手するものとする。

(補助内容の変更等)

第7条 前条により補助金交付決定通知書を受理した申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合、日高村家具等安全対策支援事業費補助金変更申請書（様式第3号）を村長に提出するものとする。ただし、軽微な変更（補助対象事業費の30パーセント以内の減額または補助対象事業間の配分の変更）は、この限りでない。

2 補助事業変更の承認については、日高村家具等安全対策支援事業費補助金変更決定通知書（様式第4号）により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者が補助事業を完了したときは、速やかに、日高村家具等安全対策支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 村長は前条の報告があった場合は、その書類の審査を行い、補助金の確定額を日高村家具等安全対策支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 村長は補助事業の内容が不相当であると認められるときは、補助対象者に改善を求めることができる。

(補助金の交付請求及び交付)

第10条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた補助対象者は、日高村家具等安全対策支援事業費補助金交付請求書（様式第7号）により、村長に補助金の交付を請求するものとする。

2 村長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) 不当と認められる方法によって補助事業を実施したとき。

(4) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(5) 補助決定者（又は間接補助事業者）が別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 村長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を書面で申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 村長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(書類の保管)

第13条 補助事業者等は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(免責)

第14条 当該事業により金具等が取り付けられた家具が、地震等により万一転倒し、被害が発生した場合において、村はその責を負わないものとする。

(家屋の所有者等の承諾)

第15条 自己の所有する家屋以外の家屋に居住する者が交付申請する場合は、当該家屋の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 日高村家具転倒防止金具等取付事業実施要綱は、廃止する。

別表第1(第3条、第11条関係)

- (1) 暴力団(日高村暴力団排除条例(平成22年条例第9号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団又は暴力団員であるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団及び暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2(第4条関係)

補助対象経費	家具等安全対策の購入に要する費用及びそれらの取付けに係る作業の経費とする。ただし、安全対策に明らかに寄与しない工事に要する費用は除く。
補助要件	<p>取付け方法等は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具等の転倒防止対策は、家具等を家屋の床や壁、柱へ固定するなどの方法により行うものとする。 ・収納物の落下防止対策は、金具や棒、ネット等により、収納物を抑える等の方法により行うものとする。 ・ガラスの飛散防止については、次の各号の全てに該当するものであること。 (1)既存ガラスの種別が、合わせガラス等の飛散のおそれのないものではない。 (2)飛散防止対策として施工する「飛散防止フィルム」は、J I S A 5 7 5 9のガラス飛散防止性能(記号A、記号B)を満足するものである。 <p>感震ブレーカーについては、「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」(内閣府)で定める簡易タイプの性能評価に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センターが推奨する物に限る。</p> <p>これまでに日高村家具転倒防止金具等取付事象実施要綱による金具等の取付けを実施済みの家屋及びこの要綱による安全対策を実施した家屋は、対象外とする。</p>
補助金額	上記の補助対象経費の額とする。ただし、1世帯あたり32,000円を上限とする。補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。